

「マンガで学ぶ 知的財産管理技能検定」

Season2

著者: 弁理士

本間 政憲

香川大学 教授 1級知的財産管理技能士 村井

礼

第8話「特許を受ける権利、 職務発明Ⅰ

【キーワード】特許を受ける権利/職務発明/業務範囲/現在又は過去の職務/予約承継/相当の対価/不 合理性/共同発明

ナナは千代部長の指示で社内の職務発明規定のチェックを行っている。











第8話 (特許を受ける権利、職務発明)

従来は、職務発明についての特許を受ける権利について、最初は発明者に権利が帰属し、勤務規則等に よって会社等(使用者等)に移転することとなっていたが、H 27年法改正により、最初から(原始的に) 会社等(使用者等)に帰属させることが可能となった。

これに伴い、従来の、発明者が有する「対価の支払いを受ける権利」は、「相当の利益を受ける権利」となっ

相当の利益とは、相当の金銭その他の経済上の利益を言い、金銭以外の経済上の利益も対象となった。

行政ひょうご

発 行 兵庫県行政書士会

会長 村山豪彦

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー13階 TEL 078-371-6361 FAX 078-371-4715

E-mail:gyoseishoshi@hyogokai.or.jp http://www.hyogokai.or.jp/

編 集 兵庫県行政書士会広報部

〈本誌記事の無断転載禁止〉